

JPX 日経インデックス 400 等の算出要領の改定に関する 指数コンサルテーションへの対応について

株式会社東京証券取引所及び株式会社日本経済新聞社（以下、「指数算出者」という。）は、JPX 日経インデックス 400 及び JPX 日経中小型株指数（以下、「JPX 日経インデックス 400 等」という。）の算出要領の改定について指数コンサルテーションを実施しました。

本指数コンサルテーションで寄せられたご意見の概要と、指数算出者における検討の概要は下記のとおりです。

記

1. 寄せられたご意見及び検討の概要

今般の改定は、JPX 日経インデックス 400 等の「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数とのコンセプトを更に強化することを目指したものです。

今般、指数コンサルテーションを通じて複数のご意見を受領しましたが、いずれも本改定の趣旨について賛成とのご意見でした。

一方で、提案内容のうち最終スコアの順位の決定方法の変更について、現行の「3年平均 ROE 及び直近 ROE が負の銘柄を後順位とする」との基準は残し、そのうえで新基準を追加すべきとの意見を複数受領しました。こうしたことを踏まえ、指数算出者において原案を一部修正のうえ、修正案について意見の再募集を行った結果、修正案について複数の賛同意見を受領しました。

また、定性スコア算定に用いる項目について多くの企業が開示している項目に留まっておらず、投資家との対話等に有用な情報開示の有無等も評価できるような基準を導入すべきではないかとのご意見など、定性加点項目の追加に関するご意見も受領しました。指数算出者としては、すべての銘柄について共通のルールで客観的に判断ができること、安定的にデータが取得できることを指数の定期選定基準の要件と考えており、これらの条件を満たすものについては引き続き検討してまいります。

以上を踏まえ、今般の指数コンサルテーション（意見再募集分を含む）でお示しした提案内容どおり、JPX 日経インデックス 400 等の算出要領を改定することといたします。

指数算出者は、今般の指数コンサルテーションでお寄せいただいたご意見を踏まえつつ、JPX 日経インデックス 400 等の継続的な改善を行ってまいります。

2. 決定内容 ※意見再募集時に修正した箇所は赤字にしております

(1) 「JPX 日経インデックス 400」の改定内容

① 最終スコア順位の決定方法

最終スコア順位の決定方法について以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 1.(2)⑥	最終スコア順位は最終スコアの高い順とする。ただし、3年平均 ROE 及び直近 ROE がいずれも上記③の銘柄の下位 10%若しくは負に該当する銘柄、又は 3年累積営業利益が負の銘柄の順位は当該銘柄を除いて順位を付した後の後順位とする。最終スコアが同点の場合は「④(c) 基準日時点の時価総額の順位スコア」が高いものを優先する。	最終スコア順位は最終スコアの高い順とする。ただし、3年平均 ROE 及び直近 ROE が負の銘柄、又は 3年累積営業利益が負の銘柄の順位は当該銘柄を除いて順位を付した後の後順位とする。最終スコアが同点の場合は「④(c) 基準日時点の時価総額の順位スコア」が高いものを優先する。

② 定期入替時における追加銘柄選定手順の見直し

定期入替時における追加銘柄選定手順について、以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 1.(2)⑦(b)iii.	前項 ii によっても、銘柄数が 400 に不足する場合には、上記⑥の最終スコア順位が 400 位以内の未採用銘柄のうち、3年平均 ROE が高い順に 400 銘柄になるまで採用する。	前項 ii によっても、銘柄数が 400 に不足する場合には、上記⑥の最終スコア順位が 400 位以内の未採用銘柄の上位から 400 銘柄になるまで採用する。

③ 定性スコア算定に用いる項目について

定性スコア算定に用いる項目「独立した社外取締役の選任」について、以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 1.(2)⑤	<p>(項目)</p> <p>独立した社外取締役・<u>女性役員</u>の選任</p> <p>(判定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数が取締役の総数の <u>過半数</u>選任されている <u>役員のうち、有価証券報告書の「役員の状況」に記載の情報に基づく女性役員が 1人以上選任されている</u> 	<p>(項目)</p> <p>独立した社外取締役の選任</p> <p>(判定基準)</p> <p>社外取締役のうち独立役員に指定されている人数が取締役の総数の <u>1/3 以上又は 3人以上</u>。ただし取締役の総数の <u>1/3 が 2人に満たない場合は、2人以上</u></p>

改定箇所	新	現
	(参照する資料) コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書	(参照する資料) コーポレート・ガバナンスに関する報告書

④ 定性スコア算定項目に係るデータについて

定性スコア算定項目に係るデータについて、以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 4.(2)③	③ 「有価証券報告書」 ・ <u>女性役員の選任状況については、有価証券報告書の「役員の状況」に記載されている情報を利用する。</u>	(新設)

⑤ 母集団について

市場区分の見直しを受けて母集団を以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
I. 指数の概要	JPX 日経 400 は、東証の <u>プライム市場、スタンダード市場、グロース市場</u> を主市場とする普通株式を母集団（ただし、これと同等なものとして算出者が特に必要と認めたものを母集団に加えることがある。）とし、時価総額、売買代金、ROE 等を基に、算出者が選定した銘柄を算出対象とする。選定項目の詳細はⅢ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定参照。	JPX 日経 400 は、東証の <u>市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ</u> を主市場とする普通株式を母集団（ただし、これと同等なものとして算出者が特に必要と認めたものを母集団に加えることがある。）とし、時価総額、売買代金、ROE 等を基に、算出者が選定した銘柄を算出対象とする。選定項目の詳細はⅢ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定参照。
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 1.(2)①i	i.普通株式 基準日時点において、東証の <u>プライム市場、スタンダード市場、グロース市場</u> に上場する普通株式（重複上場外国株式については、原則として、基準日より直近1年間の東証における売買代金が最大となる場合のみ）を母集団とする。	i.普通株式 基準日時点において、東証の <u>市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ</u> に上場する普通株式（重複上場外国株式については、原則として、基準日より直近1年間の東証における売買代金が最大となる場合のみ）を母集団とする。

※なお、市場区分の見直しにより、JPX 日経インデックス 400 の構成銘柄に入れ替えが生じることはありません。

(2) 「JPX 日経中小型株指数」の改定内容

① 最終スコア順位の決定方法

最終スコア順位の決定方法について、JPX 日経インデックス 400 と同様の手順に変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 1.(2)⑦	最終スコア順位は最終スコアの高い順とする。ただし、3年平均 ROE 及び直近 ROE がいずれも上記④の銘柄の下位 10%若しくは負に該当する銘柄、又は 3年累積営業利益が負の銘柄の順位は当該銘柄を除いて順位を付した後の後順位とする。最終スコアが同点の場合は「⑤(a) 3年平均 ROE の順位スコア」が高いものを優先する。	最終スコア順位は最終スコアの高い順とする。ただし、3年平均 ROE 及び直近 ROE が負の銘柄、又は 3年累積営業利益が負の銘柄の順位は当該銘柄を除いて順位を付した後の後順位とする。最終スコアが同点の場合は「⑤(a) 3年平均 ROE の順位スコア」が高いものを優先する。

② 定期入替時における追加銘柄選定手順の見直し

定期入替時における追加銘柄選定手順について、JPX 日経インデックス 400 と同様の手順に変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 1.(2)⑧(b)iii.	前項 ii によっても、銘柄数が 200 に不足する場合には、上記⑦の最終スコア順位が 200 位以内の未採用銘柄のうち、3年平均 ROE が高い順に 200 銘柄になるまで採用する。	前項 ii によっても、銘柄数が 200 に不足する場合には、上記⑦の最終スコア順位が 200 位以内の未採用銘柄の上位から 200 銘柄になるまで採用する。

③ 定性スコア算定に用いる項目について

定性スコア算定に用いる項目「独立した社外取締役の選任」について、JPX 日経インデックス 400 と同様に變更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 1.(2)⑥	(項目) 独立した社外取締役・ <u>女性役員</u> の選任 (判定基準) ・社外取締役のうち独立役員に指定されている人数が取締役の総数の過半数選任されている ・役員のうち、有価証券報告書の「役	(項目) 独立した社外取締役の選任 (判定基準) 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数が取締役の総数の <u>1/3</u> 以上又は 3人以上。ただし取締役の総数の <u>1/3</u> が 2人に満たない場合

改定箇所	新	現
	<p><u>員の状況」に記載の情報に基づく女性役員が1人以上選任されている</u></p> <p>(参照する資料) コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書</p>	<p>は、2人以上</p> <p>(参照する資料) コーポレート・ガバナンスに関する報告書</p>

④ 定性スコア算定に用いるデータについて

定性スコア算定項目に係るデータについて、JPX 日経インデックス 400 と同様に変更します。

改定箇所	新	現
<p>Ⅲ.JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 4.(2)③</p>	<p>③ 「<u>有価証券報告書</u>」 <u>女性役員の選任状況については、有価証券報告書の「役員の状況」に記載されている情報を利用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

⑤ 母集団について

市場区分の見直しを受けて、JPX 日経インデックス 400 と同様に母集団を以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
I. 指数の概要	<p>JPX 日経中小型は、東証の<u>プライム市場、スタンダード市場、グロース市場</u>を主市場とする普通株式を母集団（ただし、これと同等なものとして算出者が特に必要と認めたものを母集団に加えることがある。）とし、時価総額、売買代金、ROE 等を基に、算出者が選定した銘柄を算出対象とする。選定項目の詳細はⅢ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定参照。</p>	<p>JPX 日経中小型は、東証の<u>市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ</u>を主市場とする普通株式を母集団（ただし、これと同等なものとして算出者が特に必要と認めたものを母集団に加えることがある。）とし、時価総額、売買代金、ROE 等を基に、算出者が選定した銘柄を算出対象とする。選定項目の詳細はⅢ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定参照。</p>
<p>Ⅲ.JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 1.(2)①i</p>	<p>i.普通株式 基準日時点において、東証の<u>プライム市場、スタンダード市場、グロース市場</u>に上場する普通株式（重複上場外国株式については、原則として、基準日より直近 1 年間の東証における売買代金が最大となる場合のみ）を母集団</p>	<p>i.普通株式 基準日時点において、東証の<u>市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ</u>に上場する普通株式（重複上場外国株式については、原則として、基準日より直近 1 年間の東証における売買代金が最大となる場合のみ）を母集団と</p>

改定箇所	新	現
	とする。	する。

※なお、市場区分の見直しにより、JPX 日経中小型株指数の構成銘柄に入れ替えが生じることはありません。

(3) その他所要の改定

東証指数における浮動株比率の算定方法の変更と併せて、同様の浮動株比率を用いる JPX 日経インデックス 400 等の浮動株比率の算定方法についても改定いたします。

(参考 TOPIX (東証株価指数) 等の見直しについて)

<https://www.jpx.co.jp/markets/indices/governance/index-consultation/20201225-01.html>

3. 実施時期

本変更のうち「(1) (2) ⑤母集団について I. 指数の概要」及び「(3) その他所要の改定」については 2022 年 4 月 4 日から、それ以外については 2022 年 8 月の定期入替からそれぞれ適用します。

以 上